

指名停止措置

ムラノ産業有限会社は、安芸土木事務所発注の「県道安田東洋線外1路線交通安全施設整備工事(交安第02-1号)」の競争入札に関し、令和6年9月25日に落札したにもかかわらず、当初配置予定の技術者の配置が困難となったとして契約を辞退したため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第2第4項に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	ムラノ産業有限会社	代表取締役 村野 恭一	高知市大津甲607	令和6年11月15日から令和7年1月6日まで